

デジタルサイネージ設置及びコンテンツ構築業務委託仕様書

第1章 業務概要

1. 業務名 デジタルサイネージ設置及びコンテンツ構築業務委託

2. 業務の目的

道の駅かつらぎに隣接の観光インフォメーションに観光情報を迅速に発信するためのツールとしてデジタルサイネージを設置します。デジタルサイネージを設置することで観光インフォメーションの機能を強化し、視覚に訴えかけ観光イメージを想起させるようなコンテンツを構築することにより、年間100万人を超える道の駅かつらぎの来客者を葛城市への観光に誘客するだけでなく、周辺地域への観光誘客や滞在型観光の促進、観光消費額の拡大に繋げることを目的とします。

3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

※デジタルサイネージ本体及び付帯設備の設置については令和6年2月29日（木）までに完了させること。

4. 設置場所

道の駅かつらぎ観光インフォメーション
奈良県葛城市太田1257番地

第2章 業務内容

1. 基本要件

- (1) デジタルサイネージ及び周辺機器の調達
- (2) デジタルサイネージ等機器の設置
- (3) 表示コンテンツの作成
- (4) 電源取得及びネットワーク環境の整備

2. デジタルサイネージ等の整備に必要となる機器の導入

(1) 機器の設置場所

デジタルサイネージの設置場所は、道の駅かつらぎ観光インフォメーションとする。

詳細な設置場所は現地調査及び発注者との協議により決定することとし、工法決定や積算にかかる事前調査は受注者の責任において行うこと。デジタルサイネージについては発注者と調整を行い、周辺機器も含めて観光インフォメーションの景観に相応しいものとなる提案をしたうえで、設置費用も本業務委託に含むこと。

(2) 電源及びネットワーク環境整備

- ・設置場所において新たな電源配線工事等が必要な場合、その費用は受注者の負担とする。
- ・インターネット接続に関して、光回線引き込み工事を行う場合の費用は発注者の負担とし、発注者と協議の上で行うこと。
- ・全ての人（国内の通信サービス事業者と契約していない訪日外国人も含む）が無料で公衆無線 LAN (Wi-Fi) を利用してインターネット接続ができるようアクセスポイント等の機器を設置することとし、費用は本業務委託に含むこと。

(3) 機器に関する要件

納入機器は下記の仕様を満たすものとする。ただし、発注者が想定する用途、設置場所等を考慮して、より効果的な機能・サイズ等の提案がある場合は、発注者と協議できるものとする。

①タッチパネル式ディスプレイ（屋内）

台数	1台以上
設置予定箇所	観光インフォメーション内
画面サイズ	50インチ以上
最大解像度	1,920×1,080dpi 以上
輝度	350cd/m ² 以上
その他	<ul style="list-style-type: none">・タイマーで自動的に電源のオン・オフができること。・動画再生ができること。・有線及び無線通信接続に対応すること。・HDMI 入力端子1系統以上を有すること。・スピーカーを内蔵すること。・盗難防止処置を施すこと。・設置場所の景観を考慮したディスプレイスタンド等を設置すること。

②非タッチパネル式ディスプレイ（屋内）

台数	1台以上
設置予定箇所	観光インフォメーション内（入り口付近を想定）
画面サイズ	40インチ以上
最大解像度	1,920×1,080dpi 以上
輝度	500cd/m ² 以上
その他	<ul style="list-style-type: none">・タイマーで自動的に電源のオン・オフができること。・動画再生ができること。・有線及び無線通信接続に対応すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ HDMI 入力端子 1 系統以上を有すること。 ・ スピーカーを内蔵すること。 ・ 盗難防止処置を施すこと。 ・ 設置場所の景観を考慮したディスプレイスタンド等を設置すること。 非タッチパネル式ディスプレイは、通行人に対し、観光プロモーション映像による情報発信を想定
--	--

3. デジタルサイネージシステム

- (1) デジタルサイネージはインターネットに接続し、外部のクラウドサーバー（コンテンツ管理サーバー）経由で、情報ソースにアクセスすること。
- (2) システムの構成は利用現場での運用を十分考慮し、必要な環境設定を適切に行うこと。
- (3) 放映端末ごとに放映開始時刻及び放映終了時刻を設定できること。また、電源のオンオフについても時刻設定により管理できること。
- (4) 表示コンテンツの更新・変更、ユーザ管理機能が容易に行えること。
- (5) システム設計及び初期設定作業については、受注者において行うこと。
- (6) 本仕様書に明記のないハードウェア・ソフトウェアであっても、本システムを円滑に運用するために必要なものがある場合は、それらも含めたシステムとすること。

4. デジタルサイネージ表示コンテンツ

タッチパネル式ディスプレイに搭載する表示コンテンツについて、別紙「表示画面遷移イメージ」を参照の上、下記要件にて作成すること。サイネージに表示する観光スポット等の情報は発注者と協議して決定するものとする。

- (1) 初期画面では PR 動画を流し、人感センサーや画面に触れることにより、トップページに遷移すること。一定時間利用がない場合は、自動的に初期画面に戻る仕様とすること。
- (2) 発注者が指定する WEB サイト（葛城市多言語観光ウェブサイト）と連携し、URL 指定してデジタルサイネージ上で表示、閲覧できること。
- (3) 地図ベースで観光スポット・グルメなどカテゴリを分類し、地図上にマッピングすること。
- (4) マップ上のポイントと観光スポット等の基本情報（概要・住所など）を連動すること。
- (5) イベント情報等の最新情報を掲出すること。
- (6) コンテンツ作成にあたり、デザインやレイアウト、必要な素材については発注者と打ち合わせを行うこと。
- (7) アクセスログのデータ収集をできるようにすること。

- (8) 災害や気象情報など対応表示が可能な場合は提案すること。
- (9) 将来的なコンテンツ追加に備えた柔軟な拡張性を有すること。
- (10) 民間企業等の広告枠を設け広告料収入等でシステムの運用経費賄うことは現段階では想定していない。
- (11) 不適切なサイトへのアクセス等を防止するため、コンテンツフィルタやアクセス可能ページに係る制限の設定を行うこと。設定レベル等については別途、発注者と協議することとする。

第3章 運用・保守管理

1. デジタルサイネージシステム及び表示コンテンツの運用・保守管理

(1) 運用

- ・デジタルサイネージシステム及びコンテンツの運用に関するマニュアルを作成し、職員を対象に操作方法の研修を行うこと。
- ・利用する職員からの要請に応じ、適宜電話・メール等により助言を行うこと。

(2) 保守

- ・導入後、機器及びシステムの使用法・障害等に関する問い合わせに対応できる体制を用意すること。
- ・ソフトウェアは必要に応じバージョンアップやメンテナンスを実施し、適用作業にあたっては発注者にあらかじめ説明を行うこと。
- ・導入後に人為的なもの、または機器が本来予定していない使用によるもの以外に発生した故障・トラブルについて、メーカー保証等の期間においては無償で対応を行うこと。
- ・第三者の不正アクセスによるコンテンツの改ざん等を防ぐ対策、情報漏洩対策を講じること。

2. 維持管理に係る経費

デジタルサイネージシステム及びコンテンツに係る保守費用等について、令和6年度以降のランニングコストに関する提案

第4章 その他

1. 成果品の納品

成果品及び提出部数は次のとおりとする。

- ① デジタルサイネージ式
- ② 運用マニュアル 2部
- ③ 業務完了届 1部
- ④ 業務完了報告書 1部
- ⑤ 上記②～④の電子データ (PDF形式及びMicrosoft Word、Excel 又は PowerPoint 形

式で保存したもの)一式 1部

2.業務上の留意事項

- (1) 本仕様書は、デジタルサイネージ設置及びコンテンツ構築業務委託に適用する。
- (2) 請負者は、本業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。「主たる部分」とは、本業務の総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。なお、再委託にあたっては、軽微なものを除き、書面による発注者の承認を得ることとする。
- (3) 作成したコンテンツ等、本業務の実施にあたり生じた著作権、著作権等は全て発注者に帰属するものとする。
- (4) 本業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として請負者の負担とする。
- (5) 請負者は、市から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を絶対に他人に漏らしてはならない。
- (6) 受注者は関係する法令を遵守し、本業務の履行を行うこと。また、著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (7) 成果品の提出場所は、葛城市商工観光プロモーション課とする。
- (8) その他本業務の履行に際し疑義が生じた場合は、葛城市商工観光プロモーション課の職員と協議し、その指示に従わなければならない。
- (9) 本仕様書は公募型プロポーザル実施用のものであり、契約締結時は契約候補者との協議の内容をふまえ、修正することがある。

表示画面遷移イメージ

